|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書**  【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第１号）第７条第１項の規定による証明に関する申請書】  　　年　　　月　　　日  南風原町長　宛  　　　　　　　 住所  申請者　 氏名又は  　　　　　 代表者名  　　　 連絡先  　　　　　　　　　□創業予定　□創業５年未満　（該当する□に✔を入れてください）  　産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記  １．支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間、支援区分、支援事業者   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 支援内容 | 支援を受けた日 | 支援区分 | 支援事業者 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |   ２．設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地  　・商号（屋号）  　・本店所在地  ３．設立しようとする会社の資本額　　　　　　　　　　　　　　万円（株式会社の場合）  ４．新たに開始しようとする事業の業種、内容  ５．設立しようとする会社（事業）の設立の予定年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日  ６．証明書の用途　　　　□登録免許税　　□創業関連保証　　□県創業支援資金　　□その他 |

（表面）

※２～５は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

**認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書**

**申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。**

**証明番号：南産第　　　　　号　　　　　　　年　　　月　　　日**

**南風原町長　　　　　　　　　　　　　印**

南風原町長　　　　　　　　　印

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

**※この証明書の有効期限は、　　　　年　　　月　　　日までです。**

（裏面）

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

　　　　南風原町

　特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

**１．会社※１設立時の登録免許税の軽減について**

（1）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※２を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際は、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

　　　※１　株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社又は合同会社は、資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、１件につき６万円の登録免許税が３万円に軽減されます。

（2）特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

（3）本町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

**２．創業関連保証の特例について**

（1）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の６か月前から利用※３することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※３　信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

（2）本町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

**３．沖縄振興開発金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について**

（1）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして同制度を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

（2）創業前又は創業後税務申告を２期終えていない事業者が対象となります。

**４．沖縄振興開発金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて**

（1）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

**５．その他**

（1）証明書発行の費用は無料ですが、即日発行ではありませんのでご注意ください。

（2）証明書は、上記の支援制度を受けられることを保証するものではありません。

（3）法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

（4）証明書を発行された方へ、後日、町から創業に関するアンケート（電話、郵送等）をさせていただく場合があります。

お問い合わせ：南風原町産業振興課　TEL：098-889-4430